

対象区域

谷中二・三・五丁目に土地または建物をお持ちの皆様へ

# 不燃化特区制度のご案内



老朽建築物  
除却助成のみ  
でも可能です

事業期間  
令和12年度  
まで

## 古い建物の除却・建替えに

●老朽建築物除却助成

●戸建建替え・共同建替え助成

最大300万円

最大150万円+建築工事費

令和8年4月  
から増額

# を助成します!

### 助成の種類

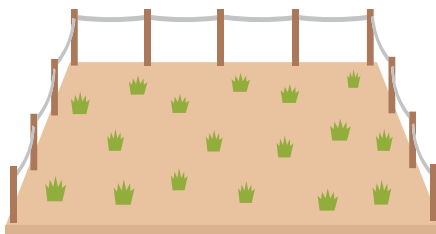
1.老朽建築物除却助成

2.戸建建替え・共同建替え助成



古い建物

除却



更地

建替え



新しい建物

### 専門家派遣支援

建築計画・権利関係の調整や税金・相続・資金計画等に関する相談を受けるため、専門家を個別権利者に派遣します。

対象者

- ・区域内の老朽建築物の所有権を有する個人又は中小企業者
- ・区域内の老朽建築物が存する土地の所有権を有する個人又は中小企業者

専門家

一級建築士・弁護士・税理士・ファイナンシャルプランナー等



### 問い合わせ先

台東区都市づくり部地域整備第三課（台東区役所5階7番窓口）

〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号 ☎03-5246-1365



詳しくは区HPを  
ご覧下さい